

貸出債権市場における情報開示に関する研究会
報 告 書

全 国 銀 行 協 会

平成16年4月

【目 次】

はじめに	P.1
1. 貸出債権市場の意義と現状	P.1
(1) 貸出債権市場の意義	P.1
(2) 貸出債権市場の現状	P.2
2. 貸出債権市場における情報の重要性	P.2
(1) 貸出債権市場における情報の重要性	P.2
(2) 貸出債権市場における情報開示の問題点	P.3
3. 銀行の守秘義務と情報開示	P.4
4. 債務者の承諾と公開情報	P.5
(1) 債務者の承諾	P.5
(2) 公開情報	P.6
5. 情報開示についての具体的検討	P.6
(1) 情報開示の目的	P.7
(2) 開示する情報の内容	P.7
(3) 債務者企業に及ぼす影響	P.8
(4) 情報の開示先	P.9
(5) 情報の管理体制	P.9
6. 貸出債権取引以外への応用	P.10
おわりに	P.11

【「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」委員等名簿】

【「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」検討経過】

はじめに

貸出債権市場の活性化並びにその発展は、金融界のみならず、日本経済にとっても重要な課題である。平成14年10月30日に金融庁が公表した「金融再生プログラム」においてその重要性がうたわれたことを契機に、全国銀行協会（以下「全銀協」という）では「貸出債権市場協議会」（以下「協議会」という）を開催し、幅広い関係者が一堂に会して議論を行い取引活性化のための課題の明確化を図り、平成15年3月28日に報告書を取りまとめた。

その後、協議会の提言等も踏まえ、金融庁、経済産業省、日本銀行、日本ローン債権市場協会、全銀協などがインフラの整備、制度改善、商慣習の見直し、情宣活動に注力している。また、協議会で提示された課題につき実務者の観点からさらに検討を加える試みとして、日本ローン債権市場協会において「貸出債権流通市場の活性化に向けた提言」¹を作成している。このように関係当事者間での取組みが深まる中で、法人顧客情報に関する守秘義務と情報開示の関係が曖昧であることが取引の阻害要因の一つであることが改めて認識され、その明確化を図るべく、金融庁の要請を受け、全銀協を事務局に平成16年2月10日「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置した。

本研究会は、法律学者や弁護士を委員とし、金融庁、経済産業省、日本銀行、金融関係者をオブザーバーに、守秘義務と情報開示に関し法的側面から問題を整理し、基本的な考え方や具体的な指針を提示するために、様々な観点から議論を行った。本報告書は、そのような研究会の成果として取りまとめられたものである。

1. 貸出債権市場の意義と現状

（1） 貸出債権市場の意義

貸出債権市場は、企業金融の新たな流れを後押しし、適切なリスクシェアリングを行い、日本経済や金融の活力を高めていくうえで、必要にして不可欠なマーケットである。今後の金融システムのあり方として、従来のような企業顧客との長期的なリレーションシップを前提とした産業金融モデルと、市場メカニズムが機能する市場金融モデルが並存する複線的な金融システムへの移行が

¹ 同提言では、協議会で示された以下の課題につき具体的な提言を行っている。
シンジケート・ローンについての参加金融機関の自己査定作業充実への取組み
貸出債権譲渡の際に譲渡人より譲受人に提供可能な情報の範囲の明確化

不可欠な課題となっているが、両者を繋ぐ市場型間接金融の発展はいわば時代の要請であり、その一つのあり方としての貸出債権市場の意義は極めて大きい。

例えば、事業法人にとっては、シンジケート・ローンの活用により必要とする資金を、取引銀行の枠を越えて機動的に調達することが可能になる。また、セカンダリー市場が拡大することにより、債権の流動性が高まり新たな融資余力が生まれることによって企業金融の円滑化にも資する。さらに、金融機関にとってもポートフォリオ管理の自由度が増すことによって貸出資産の健全化が図られるほか、価格形成の透明化を通じてリスクに見合ったリターンが確保され貸出金利の適正化も進む。貸出債権市場に幅広い投資家が参入することによってリスク分散が進み、金融システム全体としてのリスク許容度が向上し、結果的に不良債権処理が促され、企業再生を後押しするといった効果も期待できる。

(2) 貸出債権市場の現状

日本銀行の「貸出債権市場取引動向」によれば、わが国の貸出債権市場の規模は平成15年4月から12月までの9か月で、プライマリー取引ではシンジケート・ローンの組成が約11.6兆円、セカンダリー取引では正常債権約5.1兆円、不良債権約2.5兆円に達している。

シンジケート・ローン組成額のうち、タームローンの45%、コミットメントラインの14%、全体の24%は非公開企業であり、裾野が拡大していることがうかがわれる。また、正常債権のセカンダリー取引のうち約2.9兆円はローン・パーティシペーションであり、真正な譲渡は相対的にはまだ少ない。市場発展への期待は大きく、さらなる活性化を望む声強い。

2. 貸出債権市場における情報の重要性

(1) 貸出債権市場における情報の重要性

まず債権譲渡の際には債権を特定するための情報が必須である。さらに、投資判断にあたっては信用リスク評価を行う必要があり、債務者企業情報は極めて重要である。信用リスクとは信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし喪失し、金融機関が損失を被るリスクであり、金融機関が晒されているリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクである。金融機関が信用を供与するにあたっては、企業の財務状況や収益力等の返済能力およびキャッシュフローによる償還能力を適切に判断する必要があり、そのためには債務者企業の信用情報が欠かせない。また、リスクに見合ったリターンが確保できるこ

とが投資のポイントであり、この点については、投資家が、債務者企業情報からリスクを自ら判定し、そのリスク許容度から要求リターンを決定することがまずありきではあるが、追加情報として評価情報にも有用性がある。投資に際しては信用リスクに見合った金利設定（＝同等の信用リスクを持つ企業の金利と比較して相応の金利設定）や流通市場での価格設定がなされているかを確認する必要があることから、個別ローンの金利等を把握することに加えて、流通市場での評価情報や市場横断的な様々な情報の開示が進むことになれば、効率的で広がりのある市場の発展を後押しする。

したがって、貸出債権取引が活発に行われるようになるためには、その前提として債権特定のための債権情報と信用リスク判断のための債務者企業の信用情報が必要であり、さらには評価情報が有用と考えられ、投資家にそうした情報が円滑に行き渡る仕組みや取引慣行を構築することが市場発展の要諦である。情報開示の進展により多様な投資家が市場に参入し、取引が活性化する。これにより市場の透明性・安定性が向上し、ひいては企業金融の円滑化に資することになると考える。

（２） 貸出債権市場における情報開示の問題点

投資家は幅広い情報開示を望むが、企業によっては情報開示に消極的な先もある。また、債権譲渡人たる金融機関にとってもどのような情報を開示できるかが必ずしも明確でない。

金融モデルが静態的な産業金融モデルから動態的な市場金融モデルに移行していく中、市場型間接金融の典型である貸出債権市場における情報開示のあり方に関し、市場のダイナミズムに呼応した方向性を示すことには今日的意義が存する。

相対貸出は、依然としてわが国貸出の大宗を占めている。譲渡禁止特約はない例がほとんどであるものの、債権譲渡についての取決めが不十分な場合が多く、また、情報の非対称性が大きいことから、債権譲渡における債務者企業情報の開示のあり方を明確化することが、譲渡取引を促進するための大きな課題である。一方、シンジケート・ローンは、譲渡が前提の貸出形態であり、参加金融機関および借主間で譲渡の際の情報開示ルールが規定され、譲渡取引に際して相対貸出のような情報開示を巡る問題は比較的少ない。とはいえ、ローン関連の情報開示や機能拡充などインフラ整備が進めば流通市場拡大の契機となるし、また、シンジケート・ローンの商品特性を踏まえた自己査定方法が確立され、例えば参加金融機関間における自己査定情報の共有化が実現できれば、多数の投資家の参入を促し市場の拡大が図られるという見方も存する。

このように、相対貸出の譲渡促進に向けた情報開示のあり方の明確化とシンジケート・ローンの拡大・発展のための様々なインフラ整備が、貸出債権市場

発展の鍵を握っている。

3 . 銀行の守秘義務と情報開示

銀行は、その取引を通じて様々な顧客情報を取得し、そうした情報の収集・利用が、特に与信業務の遂行において極めて重要な意味を有する。他方で、銀行には、顧客との間になした取引およびこれに関連して知りえた情報を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない義務があるとされている。このような義務は、信用を基調とする金融機関の存続発展の前提条件であるとともに、自分の経済状態を他人に知られたくないというのは、顧客の当然の要求とされるという指摘もある。² ³銀行のこのような守秘義務は法的義務とされ、その根拠としては、金融界の永年の商慣習となっているとする商慣習説⁴、銀行が社会共同生活の一員として負っている信義誠実の原則にもとづくとする信義則説⁵、銀行取引契約において付随的に明示あるいは黙示に秘密保持の契約を結んでいるとする契約説⁶などがある。⁷

いずれにしても、銀行が顧客情報についてこのような一定の守秘義務を負うことは異論のないところであり、また、顧客が安心して銀行取引を行ううえで、銀行が守秘義務を負っているということは重要な意義を有する。ただし、一口に顧客情報といっても個人情報と企業情報があり、両者においては情報保護の拠って立つ法的根拠や守秘義務のあり方等に大きな差異が認められる。すなわち、個人情報の保護では、その根拠の一つとしてプライバシー権といった人格権が挙げられるが、プライバシー権は自然的属性から導かれるとして法人にプライバシー権はないとの見解があり、個人事業者や個人と同視し得る企業を除く企業の情報との関係では、プライバシー権、人格権といった観点から守秘義務を考えることは適当ではない。また、ここで取り扱われる情報が、もっぱら顧客と銀行との間の取引関係や企業の経済的な活動に関するものであること

² 一般に、この問題は、「銀行秘密」の問題として論じられている。西原寛一「金融法」76頁以下（1968年）、河本一郎「銀行の秘密保持義務」銀行取引法講座上巻27頁以下（1975年）、岩原紳作「銀行取引における顧客の保護」金融取引法体系第1巻163頁以下（1983年）、木内宜彦「金融法」144頁以下（1989年）、田中誠二「新版銀行取引法 四全訂版」39頁以下（1990年）など参照。

³ 研究会では、「正当な理由なくして漏らしてはならない」というよりも「みだりに漏らしてはならない」という方が、適切ではないかとの指摘もあった。なお、西原・前掲注2・77頁参照。

⁴ 西原・前掲注2・76頁、田中・前掲注2・41頁。

⁵ 西原・前掲注2・76頁。

⁶ 田中・前掲注2・40頁。

⁷ 以上、銀行の守秘義務に関する学説の整理に関しては、岩原・前掲注2・163頁、金融法務研究会「金融機関のグループ化と守秘義務」3頁（2002年）参照。

から考えても、企業情報の保護の問題は、もっぱら顧客と銀行との間の契約関係や顧客の経済的利益を侵害する可能性の有無という観点から考察すべきものと思われる。

しかし、従来、企業情報に係る銀行の守秘義務については、その具体的内容や根拠について十分な整理がなされないまま、漠然と義務の存在だけが議論されることが多く、取引上必要な顧客情報の利用にあたっては、取引の要請と守秘義務の狭間で、様々な議論を生じさせることになった。近時の金融機関を取り巻く環境の変化、金融取引の多様化は、銀行の守秘義務に関するこのような状況について再考を求める契機となっており、従来の画一的・硬直的な守秘義務のあり方についての問題点の指摘や、新たな金融環境に応じた情報開示のルールを模索する動きが見られる。例えば、本報告書で取り扱う貸出債権取引における企業顧客情報の開示や、金融機関のグループ化に伴う顧客情報の共有化などはその一例である。

銀行の守秘義務は、銀行と顧客の取引関係にもとづく私法上の義務であり、公法的な規制を根拠とするものではない。⁸その具体的な内容についても、銀行と顧客との取引関係等に応じて個別具体的に判断していく必要があり、すべての情報が当然に守秘義務の対象となるといった理解は適当ではない。

なお、そもそも守秘義務の対象とならない情報もある。例えば、複数の債権をプールしたうえで証券化する場合に、マクロ的な債権全体のパフォーマンス・データを格付機関等に提供することがあるが、こうした場合の情報は、個別債務者が識別できるものでない場合には、債務者に対する守秘義務の対象外と考えてよい。

4. 債務者の承諾と公開情報

銀行が守秘義務との関係で企業顧客情報の開示の是非を判断するには、取引をめぐる諸要素を考察する必要があるが、少なくとも次のような場合には、情報開示が認められると考える。

(1) 債務者の承諾

貸出債権の譲渡等にあたって、債務者が当該債権にかかる情報等の開示について債権者（譲渡人）に承諾を与えている場合には、その承諾を与えた範囲で

⁸ 研究会では、銀行の守秘義務について、銀行法 26 条等にもとづき、情報管理体制が整備されていない場合には、当局から是正措置を講じることが期待されること、したがって、銀行は、守秘義務に関してコンプライアンス体制の確立等が求められていることなどから、公法上の義務の側面も有するとの指摘があった。

の情報開示が許される。例えば、シンジケート・ローンの組成にあたっては、契約上、あらかじめ一定の情報開示に異議を述べない旨の規定を盛り込むなどの手当てがなされている。

ここでの承諾には、明示的な承諾のみならず、黙示的な承諾も含まれるものと解される。黙示的な承諾があると考えられるか否かは、当該債権の発生の根拠となった取引の態様などから認められる場合があると考えられる。例えば、ある貸出に際して、銀行が貸出債権を後日譲渡したり、信用リスクを移転したりするための取引を行うということ、そして、そのような取引に際しては債務者の情報が提供されるということ、貸出の実行の過程で債務者が知り得るような場合には、債務者が開示されるであろうと認識し、認容したであろうと認められる範囲の情報の提供につき、債務者の黙示の承諾が認められるものと考えられる。

(2) 公開情報

公開情報については、当然に第三者に対し情報提供可能である。例えば、商法上公告義務が課されている情報(商法 283 条 4 項、商法特例法 16 条 2 項)や証券取引法上の有価証券報告書等における記載情報は、守秘義務の対象外である。

5. 情報開示についての具体的検討

上記 4.(1)および(2)の場合は、取引態様や状況を考慮することなく、当然に情報開示が可能であると考えられるが、このようなケースに該当しない場合には、前述のとおり、銀行と顧客との取引関係等に応じて個別具体的に判断していくことになる。債務者の承諾のほかに、情報開示が認められる根拠としては、銀行の企業顧客情報の開示が必要かつ正当な理由を有する行為(正当行為)であること、情報開示により当該企業が経済的損害を被る予見可能性がないこと、等が考えられる。

したがって、情報開示が認められるか否か、すなわち、上記のような根拠に適合するか否かは、情報開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響とを、具体的な場面に即して総合的に考量して判断すべきものと考えられる。このような枠組みによる場合、かかる総合判断の枠組みないし基準を可能な限り予め明確化しておくことが望ましい。実務上、銀行による企業顧客情報の開示が求められる場面における、銀行の行為基準を明確化することに資すると解されるからである。また、この点は、守秘義務を画一的・硬直的に解することなく、取引実態に合わせて情報開示を行っていくという観点からも、望ましいと考え

られる。総合判断をするうえで、検討を要する具体的な項目は上記の根拠から導かれるものであるが、情報開示の目的、開示する情報の内容、債務者企業に及ぼす影響、情報の開示先、情報の管理体制などの5つの要素が考えられる。個々の事例においては、各々の判断要素を検討したうえで、この5つの要素を、その要素間の関係も含め総合的に考慮し、情報開示の妥当性を判断するというアプローチが有効であると考えられる。

以下、それぞれの判断要素ごとに、その具体的な内容、実際の事例への適用の態様などについて見ていくこととする。

(1) 情報開示の目的

情報開示が認められるか否かの判断要素の一つとして、当該情報開示の目的が挙げられる。情報開示の目的は、情報開示の正当性に係わる問題であり、その妥当性を判断するうえで極めて重要なファクターとなる。例えば、貸出債権の譲渡について考えると、民法上、債権は、譲渡禁止の特約のない限り、債務者の承諾を得ることなく自由に譲渡できることが原則であるが(民法466条)債権譲渡に際しては、譲渡人から譲受人に対する一定の情報提供が不可欠であることから、債権譲渡における譲渡上必要な一定範囲の情報開示は、正当な行為として認められる。債権の譲渡性は、投下資本の流通・回収を媒介する法的手段として認められたものであり、研究会においても、その法理は、譲渡自由の拡大、譲渡要件の拡大、譲受人の地位の安定という方向に発展しなければならないとの指摘があった。

また、債務者企業が債務不履行に陥っている場合には、当該債権保全・回収のための権利実行などの種々の措置を講ずる必要に迫られることが想定され、そのような場合の債権の保全・回収を目的とした一定範囲の情報開示も認められると考えられる。

債権の譲渡を伴わない取引であっても、債権譲渡と同等の経済的効果をもたらす取引(例えば、ローン・パーティシペーション取引等)については、情報開示の目的として債権譲渡同様に考えることが可能であろう。

(2) 開示する情報の内容

情報開示の是非を判断するうえで、開示する情報の内容・範囲も重要な要素となる。例えば、貸出債権の譲渡において問題となる情報については、対象債権を特定するための債権情報、対象債権の信用リスクを評価するための信用情報などに大別することができる。

まず、債権譲渡が特約により禁止されていない状況で債権譲渡を行う場合、

譲渡対象となる債権を特定するための債権情報、例えば、債務者企業名、元本残高、返済スケジュール、利率等の開示は可能であると考えられる。これに対し、金銭消費貸借証書などの契約書類についても情報開示可能か否かは、若干の検討を要する。金銭消費貸借証書などの契約書類については、実務上、債権の譲渡にあたっては開示が不可欠な情報として位置付けられているが、契約書類の中には様々な性質の規定が含まれており、信用情報と考えられる内容も存在する。したがって、契約書類については、後述する当該債務者企業へ及ぼす影響、開示先の範囲および守秘義務契約の締結を含む開示先における情報管理の態様など他の要素が、情報開示の可否を判断するうえで重要となる。

信用情報の提供にあたっては、債権情報よりさらに慎重な諸要素の検討が要求されることになる。貸出債権の譲渡にあたっては、実務上少なくとも、債務者企業の過去三期分の貸借対照表および損益計算書、従業員数、借入残高表等が必要とされている。こうした情報については、情報が開示されることによる顧客への影響は債権情報の場合に比して大きいとも考えられるが、上記(1)で述べた債権譲渡という情報開示の目的に加え、開示先を例えば、当局による一定の監督下にある金融機関など一定の範囲に限定し、また、守秘義務契約の締結など開示先における情報管理体制を整えている場合には、信用情報の開示は許容され、開示先の限定や開示先の情報管理体制の程度に応じて、開示範囲も広がるものと考えられる。

また、債務不履行状態に陥っている債務者企業の債権売買に関しては、債権回収のためという開示目的も付加されることから、諸要素を勘案したうえで、情報の開示範囲が広がるものと考えられる。ただしこの場合、債務者企業に風評被害等を生ぜしめないよう、慎重な取扱いが求められる。

従来、守秘義務との関係で、開示情報の内容を限定的に解する傾向があったが、他の要素との兼ね合いにより、開示内容の範囲も変わってくることから、開示可能な情報を画一的・硬直的に考えることは必ずしも妥当とはいえない。

(3) 債務者企業に及ぼす影響

貸出債権の譲渡に伴う情報開示が債務者企業に具体的にどのような影響を及ぼすかどうか、情報開示が許される場合を判断するうえで重要な要素である。情報の漏洩によって債務者企業に風評被害等が生じうる場合等については、慎重な取扱いが求められる。

例えば、債務者企業の状況によって、情報開示の方法、開示情報の範囲、開示先の範囲、情報開示の時期等を考慮する必要がある。他方、開示内容によっては、債務者企業に及ぼす影響はないと判断できる場合もあろう。

前述したように開示先を限定することや、守秘義務契約を譲渡先と締結し、債務者企業に損害を与え得るような情報漏洩を回避するといった手当てをとる

ことで、より広範な情報の開示が認められる場合もあり得る。

(4) 情報の開示先

本報告書で取り扱う貸出債権の取引においては、例えば、金融市場において適格な投資家としての認知を受けている者や、当局による一定の監督下にある金融機関のように、情報管理体制の整備に対するインセンティブが制度的に手当てされている者といった条件で情報開示先を一定範囲に限定し、当事者間で守秘義務契約を締結する場合には、その範囲内での情報開示については自由度・許容度が増すと考えることも可能である。このような場合には、債務者の理解も得られやすいと考えられる。研究会では、今後の市場発展を見据えて、幅広い市場参加者を取り込んでいく必要があるとの指摘があったが、情報開示先をできるだけ限定しない方向で考える場合には、他の4つの要素についてより厳格な取扱いが求められることになる。むろん、開示先の限定が必ずしも市場参加者の限定を意味するものではないことは改めて言うまでもない。

また、貸出債権市場では、取引仲介機関や情報取扱機関も重要な当事者として現れる可能性がある。こうした取引仲介機関や情報取扱機関も、基本的には上記のような開示先の問題の考え方が当てはまると考えられるが、守秘義務契約を締結のうえ、適切な情報管理体制が確保されていること、当該機関の情報提供先も限定されることを前提に、債権情報や対象債権の評価に関する情報などを集約し、提供することは可能と考えられる。

なお、反社会的勢力が関与している者などは、当然のこととして、態様の如何にかかわらず、開示先から除かれるべきである。

(5) 情報の管理体制

情報開示にあたって、その管理体制が適切であることは、当該企業への経済的損害の発生を回避し、債務者の信頼を確保するという観点からも、重要な要素となる。

債権の譲渡人と譲受人（譲受を検討する者を含む）の間で守秘義務契約を締結することは、情報管理体制の方策として有効である。譲受人との間で守秘義務契約が締結されるということは、情報開示が可能であるとの結論を導くうえで重要な要素となる。

守秘義務契約においては、目的外使用の禁止、情報漏洩の禁止、損害が生じた場合の賠償責任などを規定することが考えられる。

守秘義務契約のほかにも、貸出債権市場の健全な発展という観点から、例えば、情報開示に係る行為規範を制定することによって健全な市場慣行の形成を促すことや、市場参加者によって情報開示に関する枠組みを用意することなど

は、情報開示の是非を判断するうえで考慮すべき要素となり得る。

以上、貸出債権譲渡に伴う情報開示の問題に焦点を当て、情報開示の是非のメルクマールとなる 5 つの要素の具体的な内容と他の要素との関係等についてみてきた。企業顧客情報の開示が認められるか否かという問題は、顧客情報の開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響とを総合的に検討し、結論を出すべきであり、そのためには 5 つの要素を考慮し、判断する必要がある。しかしながら、このことは、それらの要素のすべてを満たさない限り情報開示は許されないことを意味するものではない。それぞれ具体的ケースに即して、情報開示の是非を判断するうえで、各要素が相互に補完しながら情報開示の正当性を根拠付けていくことになる。少なくとも、従来のように銀行の守秘義務を画一的・硬直的に解することで、一様に情報開示に消極的な対応とすることは、守秘義務のルール自体が含意するところではない。

6 . 貸出債権取引以外への応用

上記 5 . の 5 つの要素にもとづいた検討の枠組みは、貸出債権取引に限らず、銀行の守秘義務と企業顧客情報の開示について一般的、普遍的な考え方を提供するものである。すなわちクレジット取引における情報の授受（債権譲渡を伴わないローン・パーティシペーション取引など）、企業再編における情報の授受などにおいても、守秘義務を画一的に適用するのではなく、当該取引における情報開示の目的、開示情報の内容等の諸要素を総合的に勘案して情報開示の是非を判断することになる。

また、日本ローン債権市場協会による「貸出債権流通市場の活性化に向けた提言」にもあるように、シンジケート・ローン市場の拡大・活性化の観点から、参加金融機関間で自己責任を申し合わせたうえで、自己査定にかかる一定の情報を共有しようとする動きがある。シンジケート・ローンは団体性が強く、条件格差・契約格差・情報格差が生じないという特徴を有する。すなわち、契約書上規定される借入人の情報開示義務および貸付人に付与される調査権により、参加金融機関の間でそもそも情報が共有される仕組みとなっている。加えて、参加金融機関の間でお互いに守秘義務の遵守を申し合わせるといった対応が前提となっていることを考慮するとともに、前述の 5 つの要素を総合的に判断するという考え方に照らして、その是非を判断すれば、当該シンジケート・ローンのリスク管理目的のために一定の自己査定情報を共有することは、共有される情報の内容・範囲等にもよるが、債務者に対する守秘義務違反を構成しないと考えることも十分可能と考えられる。

おわりに

本報告書では、研究会における議論を踏まえ、貸出債権市場等における情報開示のあり方について一定の指針を提示した。すなわち、法人顧客情報の守秘義務に関しては画一的・硬直的に規律付けられるのではなく、情報開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響を考量したうえで、情報開示の目的、開示する情報の内容、債務者企業に及ぼす影響、情報の開示先、情報の管理体制などの要素を総合的に検討し、実質的に判断すべきであることが、今後の貸出債権取引において有用な指針となりうると信じる。また、こうした指針は他の様々な金融取引においても応用できるものである。

貸出債権市場は着実な発展を遂げつつあるとはいえ、セカンダリー市場の一層の拡大はなお今後の進展を待つ状況にあり、また、銀行にとってニーズの高いポートフォリオ・マネージメントや問題先の機動的なオフバランス化のための債権売買は、漸く緒についた段階である。守秘義務と情報開示に関する健全な市場慣行の確立や、取引情報や市場情報の入手を容易にするインフラの整備など対応を要する課題は多い。しかしながら、貸出債権市場のポテンシャルは大きく、新たな金融モデルである市場型間接金融の要に位置する市場として、金融機関、債務者企業、投資家にとって使い勝手の良い、効率的で広がりのある市場の形成が必要である。

今後は、市場参加者が、本報告書が示した考え方にもとづき、具体的な取引事例を積み上げ、債務者企業も含めた共通認識や商慣習を確立し、健全な市場慣行を形成していくことが望まれる。その際、債務者企業を理解を得るためにも「情報開示に積極的であればあるほど、貸出債権市場での資金調達が可能になり、メリットを享受できる」という形で、債務者企業に情報開示のインセンティブを与えるとともに、貸出債権市場における適正な情報管理体制の整備に向けた市場参加者のイニシアティブが期待される。

以 上

「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」委員等名簿

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	池田 眞朗	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院助教授
	片岡 義広	片岡総合法律事務所弁護士
	佐藤 正謙	森・濱田松本法律事務所弁護士
	吉田 正之	長島・大野・常松法律事務所弁護士
オブザーバー	河野 正道	金融庁監督局総務課長
	北川 慎介	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	井上 哲也	日本銀行金融市場局企画役
	倉都 康行	リサーチアンドプライシングテクノロジー(株)代表取締役
	蓑田 秀策	日本ローン債権市場協会 (みずほコーポレート銀行常務執行役員 シンジケーションビジネス ユニット統括役員兼シンジケーション&ローントレーディング部長)
	成田 幸夫	全国地方銀行協会(紀陽銀行東京本部副本部長)
	小山田 隆	全国銀行協会(東京三菱銀行総合企画室会長行室長)
事務局	高木 伸	全国銀行協会企画部長

(敬称略)

「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」検討経過

第1回（平成16年2月10日（火））

- （1） 研究会の目的・スケジュール等について（事務局）
- （2） 情報開示の進展とローンのマーケット化について
（倉都康行オブザーバー）
- （3） 貸出債権流通市場の活性化に向けたJSLAの提言について
（日本ローン債権市場協会（JSLA））
- （4） 貸出債権市場協議会検討状況、日本銀行「貸出債権市場取引動向」、JSLA「事業会社向け貸出債権市場アンケート」について（事務局）
- （5） 論点整理メモについて（事務局）
- （6） 自由討議

第2回（平成16年2月25日（水））

- （1） 米国LPCの業務内容と守秘義務上の取扱いについて
（Loan Pricing Corporation、ロイター・ジャパン）
- （2） 貸出債権市場における情報開示の現状について
（アーンストアンドヤングコーポレートアドバイザー）
- （3） 論点整理メモについて（事務局）
- （4） 自由討議

第3回（平成16年3月11日（木））

- （1） 全銀協「貸出債権市場に関するアンケート」について（事務局）
- （2） 報告書案の検討

第4回（平成16年3月30日（火））

- （1） 報告書案の検討